

第1問 答案用紙 <1>
(監 査 論)

問題 1

問 1

二重責任の原則とは、経営者の財務諸表の作成責任と、監査人の意見表明責任を区別する原則をいう。経営者確認書には、経営者が財務諸表を作成する責任を果たした旨が記載されるため、経営者が当該原則を遵守したことを監査の最終段階において再確認するとともに、当該原則の遵守を示すことにより、監査制度に対する社会的信頼性をより一層高めていくという意義がある。

問 2

<母集団からサンプル又は特定項目を抽出する方法>

①監査サンプリング：母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、母集団の特性を表す、偏向が回避された代表的なサンプルを抽出する。

②特定項目抽出による試査：企業の理解、評価した重要な虚偽表示リスク、及びテストする母集団の特性などを考慮し、特定項目として決定した項目を全て抽出する。

<母集団に対する結論を形成する方法>

①監査サンプリング：サンプルに対して実施した監査手続の結果から、母集団全体の特性を推定し、推定虚偽表示額と許容虚偽表示額、推定逸脱率と許容逸脱率の比較を行うことにより、結果の評価を行い、母集団に対する結論を形成する。

②特定項目抽出による試査：母集団の中から抽出されない母集団の残余部分に関する監査証拠を提供せず、母集団全体にわたる一定の特性を推定できない。そして、抽出した特定項目に対する監査手続の結果から、母集団全体に対する結論を形成する。また、残余部分に対して実施した他の監査手続の結果を母集団の結論を形成する際に考慮することもある。

第1問 答案用紙 <2> (監査論)

問 3

監査人の究極的な立証命題は、財務諸表の適正性である。しかし、財務諸表の適正性という立証命題は、大きく、抽象的であるため、監査人は財務諸表の適正性という立証命題を直接立証できない。そこで、当該立証命題を間接的に立証するために、直接立証できる命題として監査要点を設定しなければならないのである。

問題 2

内部統制が有効に運用されていると想定していたにもかかわらず、運用評価手続の実施により、監査期間中の内部統制が有効に運用されていないという監査証拠を入手した場合や、実証手続を実施した結果、リスク評価時に想定したよりも大きな金額又は多数の虚偽表示を発見する場合においては、当初のリスク評価結果は企業の実態を適切に反映していない可能性があるため、監査人は、重要な虚偽表示リスクを修正することがある。このように、リスク対応手続の結果を受けて重要な虚偽表示リスクの評価が修正されることがあるため、監査人による重要な虚偽表示リスクの評価は暫定的となるのである。

問題 3

問 1

構成単位の監査人は、グループ監査人よりも現地の法令、商慣行、言語、文化等の環境についての経験が豊富で、深い知識を有している場合がある。これにより適切な理解に基づく適切な重要な虚偽表示リスクの識別及び評価につながる可能性があるのである。

問 2

グループ監査における発見リスクには、構成単位の監査人がグループ財務諸表の重要な虚偽表示の原因となり得る構成単位の財務情報の虚偽表示を発見できないリスクに加えて、グループ監査人が当該虚偽表示を発見できないリスクが含まれるため、グループ監査人と構成単位の監査人のコミュニケーションが重要なのである。

第2問 答案用紙 <1> (監査論)

問題 1

仕入取引

関連するアサーション： 網羅性

適用する監査手続① 証憑突合

適用する監査手続② 分析的手続

製品残高

関連するアサーション： 実在性

適用する監査手続① 立会

適用する監査手続② 実査

問題 2

問 1

固有リスク：船積みに基づいた仕入計上と入庫のタイムラグにより、甲社に到着していない商品が存在することになるため、それを利用し架空の棚卸資産が計上される可能性がある。
貸借対照表との関係：棚卸資産の金額が過大になるという影響がある。

損益計算書との関係：期末商品が過大になることにより、売上原価が過小になり、売上総利益以降の各段階損益が過大になるという影響がある。

問 2

内部統制① 期末棚卸資産で輸送中のものは、船積証券、貨物到着通知書等を確認する。

内部統制② 期末棚卸資産で輸送中のものは、期末日後に入荷していることを確かめる。

問 3

立会を実施し、輸送中であることを理由に、商品が甲社に存在していない棚卸資産については、船積証券や貨物到着通知書等の仕入取引が行われたことを示す書類を閲覧するとともに、期末日後に入荷されていることを確かめる。

第2問 答案用紙 <2>
(監 査 論)

問題 3

問 1

甲社監査人は、S社が提供する業務の内容と甲社にとっての当該業務の重要性、S社が処理する取引、又は影響を与える勘定や財務報告プロセスの内容と重要性、S社の活動と甲社の活動との相互関連の度合い、S社が引き受ける活動に関する契約条項を含む、甲社とS社の関係を含め、S社の業務をどのように利用しているかを理解しなければならない。

問 2

共通点① 他者を利用しても監査人の責任が軽減されることはなく、全責任を負う。

共通点② 原則として、他者の利用について監査報告書に記載しない。

相違点① 受託会社監査人が実施する手続は、受託会社監査人の判断により選択及び適用されるが、子会社の監査人を利用する場合には、グループ監査人が責任を負う。

相違点② 受託会社の監査人は委託会社の監査人の指揮監督下にはないが、子会社の監査人は主たる監査人の指揮監督の影響を受けること。

相違点③ 監査報告書において、意見に関する除外事項に関する理由の説明のために、受託会社監査人の業務に言及することがあるが、子会社の監査人の場合には言及できない。